

○ 信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第三十九号）

改正案	現行
<p>（国内基準行）</p> <p>第一条 信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外拠点をいう。次条第一項において同じ。）を有しない信用金庫連合会（以下この条において「金庫」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額（次項において「国内基準行調整自己資本額」という。）は、自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>2 金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に<u>関連法人等</u>（信用金庫法施行規則第七十三条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を</p>	<p>（国内基準行）</p> <p>第一条 信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外拠点をいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国内基準行調整自己資本額」という。）は、<u>基本的項目の額</u>（自己資本比率告示第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び<u>補完的項目の額</u>（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。</p> <p>2 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に<u>金庫の関連会社</u>（信用金庫法施行規則第七十三条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前</p>

除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。

- 3 金庫の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第五項において「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、前二項に規定する国内基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

（国際統一基準行）

- 2 第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額（次項において「国際基準行調整自己資本額」という。）は、連結普通出資等Tier1資本の額（自己資本比率告示第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。）、連結その他Tier1資本の額（自己資本比率告示第十九条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。）及び連結Tier2資本の額（自己資本比率告示第十九条第三号の算式における連結Tier2資本の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額とする。

- 2 前項の信用金庫連合会の子会社等に関連法人等が含まれる場合の

項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

- 3 第一項に定める金庫の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は第二項の自己資本の額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

（国際統一基準行）

- 2 第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国際基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示第二十二条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第二十三条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。

- 2 銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に前項の信用金

国際基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通出資等Tier1資本の額、連結その他Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通出資等Tier1資本の額（自己資本比率告示第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額、単体その他Tier1資本の額（自己資本比率告示第三十一条第二号の算式におけるTier1資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額及び単体Tier2資本の額（自己資本比率告示第三十一条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額を加えたものとする。

3 前二項の連結普通出資等Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額を考慮しない。ただし、この場合においても、連結Tier2資本の額は、連結普通出資等Tier1資本の額に連結その他Tier1資本の額を加えた額を超えない額とする。

庫連合会の関連会社が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第三十四条に定める基本的項目の額に相当する額（以下「関連会社の基本的項目の額」という。）及び自己資本比率告示第三十五条に定める補完的項目の額に相当する額（以下「関連会社の補完的項目の額」という。）の合計額を加えたものとする。

3 前各項の補完的項目の額の算定にあたっては、自己資本比率告示第三十五条第一項第一号に掲げる額を考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額についても基本的項目の額を超えない額とする。

4 | 前項の規定は、第二項の関連法人等の単体普通出資等 Tier 1 資本の額に相当する額、単体その他 Tier 1 資本の額に相当する額及び単体 Tier 2 資本の額に相当する額の算定について準用する。

5 | 第一項に定める信用金庫連合会の子会社等のうち兼営法に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、同項又は第二項の国際基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

4 | 前項は、第二項に定める関連会社の基本的項目の額と関連会社の補完的項目の額について準用する。

5 | 第一項に定める信用金庫連合会の子会社等のうち兼営法に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、前二項の自己資本の額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。